



環境大臣

山本公一様

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

2017年6月21日

今日、また国内外の科学的な調査により、飼育および野生の花粉媒介生物の価値が次々と明らかにされるとともに、その減少が警告されています^{1,2,3,4,5}。

国際環境 NGO グリーンピースでは、このたびネオニコチノイド系農薬による環境や生態系へのリスクに関する最近の論文のレビューを英サセックス大学に委託したレポート「ネオニコチノイド系農薬の環境リスク:2013年以降明らかになった証拠のレビュー」の日本語版を発表いたしました。

このレビューでは、過小評価やデータ不足であったリスク、たとえば農作物に散布したネオニコチノイド系農薬が他の植物を汚染してハチが曝露するリスクが高いことや、同農薬が野生のハチに対して垂致死的影響を与えるリスクが著しいことなど、を明らかにしています。

日本でも環境省の研究機関等により、環境や生態系への影響の調査が始まっていますが、登録保留基準が厳しいことや、水産動植物以外の登録保留基準が存在しないことから、同農薬に対してハイリスクな生物や生態系が十分に保護されないことが懸念されます。また、計測・評価の難しい環境や生態系の影響との因果関係が明らかになるには時間がかかり、悪影響を未然に防止できない恐れがあります。

つきましては、以下を要望いたします。

1. 予防原則の観点から農薬と環境や生態系の影響との因果関係の確立をまたずに、リスクの高い農薬の使用を暫定的に止める措置を講じること
2. 農薬登録にあたり、野生の花粉媒介者など水産動植物以外も含む生態系への悪影響を検証する枠組みをつくること
3. 花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、ネオニコチノイド系農薬（現在登録保留基準が検討されているスルホキサフロルを含む）の登録や使用を停止すること
4. 化学農薬や合成肥料、遺伝子組み換え作物に依存しない「生態系農業⁶」を支援すること

¹ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）第4回総会

² 生物多様性条約第13回締約国会議ハイレベル会合

³ 生物多様性条約第12回締約国会議のFAOレポート PROGRESS ON THE INTERNATIONAL INITIATIVE FOR THE CONSERVATION AND SUSTAINABLE USE OF POLLINATORS 2014年10月

⁴ EASAC Ecosystem services, agriculture and neonicotinoids 2015年4月

⁵ 農業環境技術研究所プレスリリース「農作物の花を訪れる昆虫がもたらす豊かな実りー日本の農業における送粉サービスの経済価値を評価ー」2016年2月4日

⁶ グリーンピース・ジャパン「生態系農業：人を中心とした食と農業の未来像ー7つの原則」2015.6

